

第11回

関西圏国家戦略特別区域会議 兵庫県提出資料



兵庫県マスコット
はぼたん



©光プロ/KOBE鉄人PROJECT2013



平成28年12月2日

1 今回、区域計画に追加予定の特定事業

西宮市における都市公園占用保育所等施設設置事業 ～都市公園内での保育所開設による待機児童の解消促進～

社会福祉法人いちにわたけのこ会が、都市公園の占用許可基準の特例を活用して、**西宮市立久保公園内に保育所を開設**することにより、**待機児童の解消を促進**

■実施主体

社会福祉法人
いちにわたけのこ会

■占用面積

約600㎡

■施設概要

鉄骨造2階建て
建築面積 約300㎡
延床面積 約600㎡

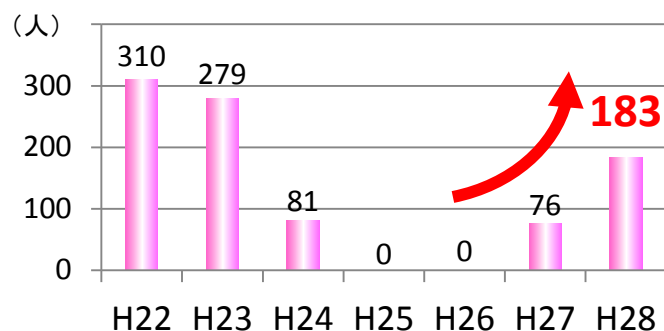
■定員

60人(0～5歳児対象)

■開設時期

平成30年4月(予定)

〈西宮市の待機児童数(各年4/1時点)〉



2 今後、追加希望の規制改革事項

「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」に向けた兵庫県からの提案

- ホテル・旅館における「外国人材」の受入れ促進のための制度拡充
 - ・外国人技能実習制度の拡充
 - ・ワーキング・ホリデー制度の拡充

① ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間の延長(現行1年→3~5年)

現行制度

外国人の技能実習制度により、**ホテル・旅館が外国人を受け入れる実習期間は最長1年**(技能実習1号に該当)。

※農業、漁業、建設業、製造業など、1年目に修得した技能の習熟に時間のかかる74職種の実習期間は最長3年*(技能実習2号に該当)。

* 今回の法整備により最長5年に延長。

(入管法施行規則、厚労省公示)

課題

ホテル・旅館における業務は、フロント、客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、お土産物等の物販等、多岐にわたる業務からなり、現行制度の**1年以内の実習では、これらのスキルを十分習熟できない。**

技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習2号該当職種と同様の扱いとして、**最長3~5年の実習を可能化**

② ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給

現行制度

ワーキング・ホリデーは各国ごとに原則1回しか利用できず、**外国人の日本滞在期間は最長1年。**(相手国・地域との口上書、協定又は協力覚書)

※オーストラリアでは、過疎地域の農場等の人手不足を解消するため、2005年から政府が指定した仕事(農業等)に3か月間従事した外国人に対して、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給する特例がある。

課題

県内温泉地等への**インバウンド客が増加**する一方で、**ホテル・旅館の人手不足が著しい。**

ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、**日本の生活様式の普及促進につながる業務**として都道府県知事が認めるもの(※)に**6か月以上従事**した場合は、**2回目のワーキング・ホリデー査証**を取得できる仕組みを創設(最長2年間滞在可)

※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など

- ★ホテル・旅館等の人材不足の解消
- ★開発途上国等の宿泊業・観光業を支える人材の育成

- ★日本文化や和食等の日本の生活様式の普及促進
- ★温泉地等へのさらなるインバウンドの増大

○「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)における規制改革事項(抜粋)

(観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生推進) ⑩幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進(抜粋)

・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。